

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)平成27年度第4四半期

随意契約理由書

1 案件名称

中浜流注場 破碎ポンプ点検整備業務委託

2 契約相手方

ハスクバーナ・ゼノア株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は中浜流注場に設置の浄化槽汚泥破碎ポンプ並びに、し尿
破碎ポンプの経年劣化による性能低下により点検整備するものである。

当該破碎ポンプは、ハスクバーナ・ゼノア株式会社が設計・製造をし
たものであり、点検整備に関しては単なる部品交換でなく、ポンプ内の
破碎刃部の隙間調整等が必要でこの良否により後段の処理能力に影響を
及ぼすなど、破碎ポンプの有する特性を理論的・経験的に十分把握した
上で行なう必要がある。

このような条件を満たすためには本破碎ポンプを設計・製造した会社
以外では本点検整備に対して技術面の対応が不可能であり、既設設備と
密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性がある
こと、また整備後の性能に対して保証することができないことから、本
点検整備に対して一貫して責任を持たせることができる業者はハスクバ
ーナ・ゼノア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3374)

随意契約理由書

1 委託名称

市有不動産貸付にかかる不動産鑑定評価業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社 谷澤総合鑑定所

3 隨意契約理由

不動産鑑定料の積算根拠

不動産鑑定の報酬については、中央用地対策連絡協議会で定められた、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」（平成8年4月1日付け中央用対発第3号通知）により、鑑定評価の対象となる不動産の類型等によって決定され、一般的の契約と異なり契約当事者間の合意により決定することになり得ない。

豊富な知識と迅速な判断力

市有不動産貸付に伴う不動産鑑定においては、鑑定評価する地域の取引事情に精通し、取引事例等の情報を迅速に収集しなければならない。そのために、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有していなければ、迅速かつ適確な不動産の評価が困難である

以上の理由から、本業務の性質上競争入札に適さないので、環境局不動産鑑定業者選定要綱のとおり、鑑定評価業務委託物件の種類、鑑定実績、取引事例等の情報収集能力などを総合的に勘案して選定された上記の鑑定評価業務委託契約相手方と随意契約を締結する（別紙参照）。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課（電話番号06-6630-3402）

随意契約理由書

1 案件名称

西北環境事業センターほか4カ所 給湯用温水ボイラ点検業務委託

2 契約相手方

株式会社日本サーモエナー

3 隨意契約理由

当該点検業務の給湯用温水ボイラは、株式会社日本サーモエナーが独自の技術により設計・製造したものであり、今回の点検業務については、製造者独自の技術による温水ボイラ構造、使用部品等に加えメーカー封印箇所部の点検を行う必要があり、温水ボイラの特質を理論的・経験的に十分把握した上で行なう必要がある。

このような条件を満たすためには、温水ボイラを製造した会社以外では整備技術面での対応が不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また点検後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ないことから、本点検業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は製造者である株式会社日本サーモエナーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課（電話番号 06-6630-3374）